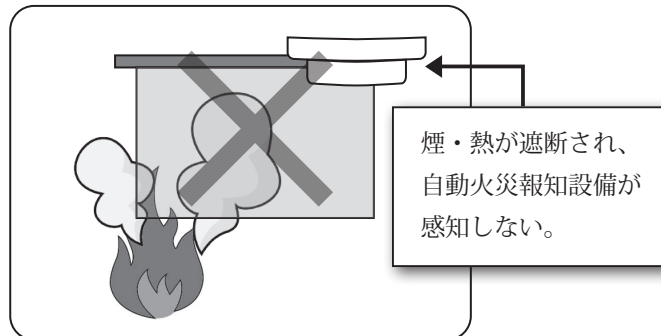


「消防用設備等」の点検を実施しましょう

▼飲食店や病院、事務所などを所有・管理・占有される方は、消防法によって義務付けられている消火器や自動火災報知設備などの「消防用設備等」の機器点検（6カ月ごと）、総合点検（1年ごと）の実施とともに、その点検結果を管轄する消防署に報告する義務があります。施設利用者の安全のためにも消防用設備等を点検し、いざというときに使用できるように、日頃から維持管理に努めましょう。

※新たに区画された喫煙室を設置した場合、（下の写真のような）自動火災報知設備の感知器増設などが必要となります。



◎飛沫感染を防ぐことに役立つ「飛沫防止シート」は、設置方法を間違えてしまうと、火災時に自動火災報知設備や、スプリンクラー設備が正常に作動しない危険性があります。

新型コロナウイルス感染症対策の「飛沫防止シート」や、令和2年4月の「健康増進法」改正により、喫煙室を設置したことで知らずに消防法違反となっている危険性があります。詳しくは、消防署または消防設備士にご相談ください。

危険物取扱者保安講習のお知らせ

▼新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となっていた危険物取扱者保安講習の日程が次のとおり決まりましたので、お知らせします。

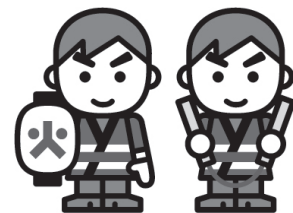
●危険物取扱者保安講習
日 11月30日(月) **所** 中央公民館
対 平成30年3月31日以前に受講した方



「留萌少年消防クラブ員」の募集

▼留萌少年消防クラブは、小学校1年生から中学校3年生を対象に、子どもたちがさまざまな活動を通じ、防火・防災への知識や意識を高めてもらうことを目的としています。

興味がある方は、まず消防署へご連絡ください。



火災から 生命を 守ろう

【誌面に対するお問い合わせ先】

問 留萌消防組合留萌消防署・予防課予防係 **TEL** 42-2211 **FAX** 43-5150

秋の火災予防運動

令和2年10月15日(木)～31日(土)

▼「秋の火災予防運動」期間中の10月15日(木)から21日(水)までは、午後8時に防火サイレンを吹鳴します。



【「秋の火災予防運動」関連行事のお知らせ】

◎火災防御訓練	◎防火広報
日 10月15日(木)	日 10月15日(木)～31日(土)
所 留萌市役所	内 消防車両による巡回広報

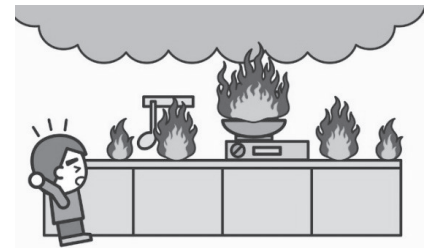
※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、一部行事を中止しています。

▼これからの時期は気温が下がり、暖房機器を使用する機会が多くなります。火気の取り扱いには、より一層注意が必要です。予防運動期間中は、火災防御訓練や防火サイレン、巡回広報などを通じ、皆さんに火災予防を呼び掛けていきます。ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅火災の増加について

▼東京消防庁の本年4月～5月の火災統計によると、全体の火災件数が減少する一方、住宅でのコンロ火災が増加傾向にあります。緊急事態宣言が発令されたことで、外出を控え在宅時間が多くなり、自宅での調理を行う機会が増えたためだと考えられています。

ちょっとした不注意により、火災は簡単に起きてしまいます。ご自宅から火災を起こさないためにも、コンロの安全な使用方法を確認しましょう。



<コンロ火災を防ぐポイント>

- ①コンロの使用中は、その場から離れない
- ②コンロ周辺は、清潔に保って整理整頓する
- ③魚焼きグリルや、換気扇を定期的に清掃する
- ④過熱防止装置などの安全装置が付いているコンロを使用する